

町・県民税、所得税の申告はお早めに！



申告期間 2/16(木)～3/15(水)

今年も町・県民税と所得税の申告時期が近づきました。これは、町民の皆さんに1年間に得た所得を申告していただくものです。期限が近づくと込み合いますので、必要な書類を早めに準備して、町・県民税は税務課に、所得税は小田原税務署または税務課に2月16日(木)から3月15日(水)までの間に申告してください。

町・県民税の申告が必要な方

- 昨年中に所得があった方
住民登録のあるなしにかかわらず、今年の1月1日現在町内に在住し、昨年中に所得(給与・事業・不動産・年金・恩給・配当など)のあった方
- 給与所得者で、給与以外の所得があった方
- 給与所得を2か所以上から受けていた方
- 昨年中に所得がなかった方
- 町・県民税の申告が必要でない方
- 税務署へ確定申告書を提出される方
- 給与所得者で給与以外の所得がなく、町・県民税が給与から天引き(特別徴収)されている方
- 平成17年中に家族の扶養控除となっている方

収入がないのに申告書が届いた方

申告書は、住民基本台帳に基づき昨年の申告状況や収入状況などを参考にお送りしていますので、主婦や学生、病気などで所得のなかった方はその旨を記入して提出してください。申告がありませんと年金・児童手当などの給付、国民健康保険料・介護保険料の決定、所得証明書などの発行ができませんので必ず申告してください。

配偶者の収入と税金について

配偶者の控除には、配偶者控除と配偶者特別控除の2つがあります。配偶者の所得が38万円以下の方は配偶者控除を受けることになります。一方、38万円を超えて76万円(給与収入にしますと141万円)未満の方は配偶者特別控除

別表 配偶者(妻)の所得と税金

配偶者(妻)の所得 (給与収入)	夫の税金(所得税、町・県民税)		妻の税金	
	配偶者控除	配偶者特別控除	所得税	町・県民税
32万円以下(97万円以下)			課税されない	課税されない
32万円超(97万円超)	ある	ない	課税されない	課税される
35万円以下(100万円以下)				
38万円以下(103万円以下)	ない	ある	課税される	課税される
38万円超(103万円超)				
76万円未満(141万円未満)				
76万円以上(141万円以上)				

夫の所得が1,000万円以上の場合は、配偶者特別控除は受けられません。

平成18年度の税制改正 による住民税の改正点 (平成17年度との比較)

- 生計同一妻の非課税廃止
非課税基準額を超える所得(32万円超(97万円超の収入))がある方に均等割1/2課税(1,500円)となっていました。全額課税(3,000円)となりました。
- 定率減税の縮減
15%(上限4万円)となっていました。半分の7.5%(上限2万円)となりました。
- 老年者控除の廃止
65歳に達していた方に48万円の控除がありました。全額控除廃止となりました。
- 老年者非課税措置の段階的廃止
65歳に達していた方で前年の合計所得が125万円以下の方は、非課税となっていました。今年度より所得割・均等割の税額の2/3減額となりました。均等割額は、町均等割1,000円、県均等割3,000円となります。

こんなとき還付申告すると所得税が戻ります

- 住宅取得控除
自分で居住するために一定の要件に該当する住宅を購入したとき、新築または増改築したとき、また土地を取得したときは、一定の借入金などの残高を対象として税額控除が受けられます。
- 医療費控除
平成17年中に、本人や本人と生計を一にする親族のために支払った医療費は、保険金などで補てんされる分を差し引いた金額から、総所得の5%が10万円のいずれか少ない金額を差し引いた金額が医療費控除額となります。

要件に該当する住宅を購入したとき、新築または増改築したとき、また土地を取得したときは、一定の借入金などの残高を対象として税額控除が受けられます。

● 医療費控除
平成17年中に、本人や本人と生計を一にする親族のために支払った医療費は、保険金などで補てんされる分を差し引いた金額から、総所得の5%が10万円のいずれか少ない金額を差し引いた金額が医療費控除額となります。

● 年末調整に控除が間に合わなかった場合
扶養控除や社会保険料、生命保険料などの控除が年末調整に間に合わなかった方が対象となります。

● 申告には、源泉徴収票や保険料の支払証明書などが必要です。なお、還付申告は2月16日以前でも受け付けます。

贈与税の申告は3/15(水)までに小田原税務署へ

平成17年中に、個人から土地や建物などの不動産、現金、預貯金、株式などの財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産

の合計額が110万円を超える方は、贈与税の申告が必要です。また、「相続時清算課税の特例」、「住宅取得資金等の特例」、「居住用不動産の配偶者控除の特例」の適用を受ける方は、税金がかからなくても申告が必要となります。

贈与税の申告と納税は、財産の贈与を受けた方が、住所地の所轄税務署へ行います。

贈与税の申告(納税)期間は、2月1日(水)から3月15日(水)までです。

個人事業者の消費税の確定申告は3/31(金)までに小田原税務署へ

平成15年分の課税売上高が1千万円を超える方および「消費税課税事業者選択届出書」を提出された方は、平成17年分の消費税の確定申告を行ってください。

消費税の申告(納税)は3月31日(金)までです。

照会先

- 町・県民税、所得税について
税務課 ☎5・7750
- 所得税 贈与税、消費税について
小田原税務署
☎0465・35・4511

申告相談所の開設

箱根町申告相談 町・県民税、所得税)

月日	場所
2月16日(木)～ 3月15日(水) 土曜日、日曜日を 除く	役場分庁舎4階 第6会議室

*受付時間 9:00～17:15



小田原税務署では、2月19日(日)、26日(日)の2日間、申告を受け付けます。

税理士会による無料相談 所得税)

月日	場所
2月8日(水) 9日(木) 10日(金)	小田原市 川東タウンセンターマロニエ (小田原市中里)
16日(木) 17日(金)	宮城野公民館
21日(火) 22日(水)	仙石原文化センター

*受付時間 9:30～12:00、13:00～16:00
照会先 小田原税務署 ☎0465 35 4511

青色申告会による無料相談 所得税)

月日	場所
1月25日(水)～ 3月15日(水)	納税センター青色会館 (旧小田原合同庁舎)

*受付時間 9:00～17:00
照会先 (社)小田原青色申告会 ☎0465 24 2611

小田原税務署からのお知らせ

ご注意

税務署の職員を装った電話が多発しています！最近、税務署の職員を装い、職場の従業員数や家族構成などを聞き出そうとする不審な電話が多発しています。このような電話には即答せず、担当者名・電話番号などを確認し、小田原税務署までご連絡ください。駐車場スペースが狭くなっています。小田原税務署では、現在確定申告期に備え、プレハブを設置しています。このため、駐車台数が大幅に少なくなっていますので、来署される際は公共交通機関をご利用ください。
照会先 小田原税務署総務課 ☎0465-35-4511(内線204)

国勢調査速報

町の人口は14,200人

平成17年10月1日現在で実施した国勢調査の概数が次のとおりとなりました。なお、後日総務省統計局で公表する結果とは異なる場合があります。調査にご協力いただき、ありがとうございました。
照会先 庶務課 ☎5-9561

地域名	世帯数	人口		
		総数	男	女
湯本	1,884	3,669	1,693	1,976
宮ノ下	670	1,402	645	757
宮城野	1,644	3,564	1,678	1,886
仙石原	1,770	4,177	2,057	2,120
箱根	755	1,388	701	687
合計	6,723	14,200	6,774	7,426

第10回 Mokuteki 「あなたのウッドクラフト展」

「青少年に、小田原・箱根地方の地場産業である木製品にもっと興味を持ってもらいたい」と(社)箱根物産連合会青年部が開催しているMokuteki「あなたのウッドクラフト展」の第10回入賞作品が決定しました。町からは、明星中学校2年生の田代匠さんがMokuteki優秀賞を、函嶺白百合学園小学校3年生の松井遥さんがテーマ部門賞を受賞されました。また、製品化された入賞作品は、2月10日(金)～12日(日)まで箱根観光物産館で展示されます。
照会先 産業施設課 ☎5・9568